



2018年11月27日

各 位

会 社 名 新家工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 井上 智司
(コード番号：7305 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 浜田 哲洋
(TEL 06-6253-0221)

当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 処分の概要

(1) 処分期日	2019年3月1日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 45,300株
(3) 処分価額	1株につき 1,803円
(4) 処分価額の総額	81,675,900円
(5) 割当予定先	当社従業員 304名 30,400株 当社子会社従業員 149名 14,900株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

II. 処分の目的及び理由

当社は、大正8年（1919年）の設立から来年で100周年を迎えます。その設立100周年の記念事業の一環として、従業員の会社の業績への関心を高め、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社及び当社子会社の従業員453名（以下「対象従業員」といいます。）に対して、本自己株式処分として当社の普通株式45,300株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員453名につき、それぞれ当社株式100株を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を約5年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

1. 譲渡制限期間

対象従業員は、2019年3月1日（処分期日）から2024年7月1日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

2. 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、当該対象従業員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、定年（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）により当社又は当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限期間満了の時点をもって、対象従業員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

3. 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に上記2. ただし書の理由以外の理由によって当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

5. 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を64で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

Ⅲ. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、平成 30 年 11 月 26 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,803 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上